

テレビ朝日／イマジカ・文字書体無断使用事件  
裁判を終えて

平成 26 年 11 月 30 日  
株式会社視覚デザイン研究所  
代表取締役 葛本京子

大阪高等裁判所平成 25 年（ネ）第 2494 号

（原審 大阪地方裁判所平成 22 年（ワ）第 12214 号損害賠償請求事件）

控訴人 株式会社視覚デザイン研究所

被控訴人 株式会社テレビ朝日ホールディングス・株式会社 IMAGICA

はじめに

視覚デザイン研究所は、オリジナルの個性的なデジタルフォントを制作し、パッケージで販売しています。フォントソフトウェアの使用許諾条件としては、①フォントパッケージを正規に購入すること②購入者は、第三者へ無断で貸与または譲渡しないこと③テレビ番組に使用する場合は、ライセンス料金が発生することを明記しています。

視覚デザイン研究所は、テレビ朝日系列放送のバラエティ番組の多くに、視覚デザイン研究所のフォントがテロップとして使用されているのを平成 20 年 12 月ごろに発見しました。番組のエンドロールには、著作製作テレビ朝日、編集 IMAGICA との記載がありました。

モニターを分析すると、視覚デザイン研究所の創作したロゴ G、ライン G、というテレビ画面用の書体などを、テレビ朝日が放映した 10 タイトルのバラエティ番組に無断使用され、約 5 年間、合計 1,114 番組が放送された事になります。

ところが、これらの番組にはテレビ朝日からも、IMAGICA からも、テレビ使用のためのライセンス処理が一切無く、フォント購入の実績もありませんでした。視覚デザイン研究所は、テレビ朝日・IMAGICA に対してどちらでも良いから、テレビ番組への使用の際に必要なライセンス処理と支払いをするよう求めました。法外な賠償金を要求した訳ではありませんが拒否されました。そこで視覚デザイン研究所は、平成 22 年、8 月、大阪地裁に損害賠償を求めて訴えることにしました。

訴訟に際しテロップ使用画面のキャプチャーを数千点提出しました。これは、フォントソフトウェアの無許諾使用や、契約違反の動かぬ証拠となると確信したからです。

しかしながら、テレビ朝日のプロデューサー F は、公開の法廷で「視覚デザイン研究所のフォントは、良いフォントだけれどもフォント名まではよく分からないし、テロップに使われた経過は覚えていない。誰が使用したのかも知らない。フォントを購入しているとしたら下請け業者であろう」と責任を転換し、「自身は契約者ではないから経過や実情を調べる義務もない。」と証言しました。

このテレビ朝日プロデューサーの管理のもとに、編集は IMAGICA の赤坂ビデオ

センター編集室（東京都港区赤坂）で行われていました。編集室にはPCが二十数台あり、この二十数台のすべてに視覚デザイン研究所のフォントが入っていたことが、イメージ役員への公開の法廷証言で明らかになりました。

ところが、IMAGICAは、番組製作に100人を超えるスタッフが関わっているが、誰一人もかかるフォントを持っていないし、インストールもしていない、どこから誰が入れたか分からない、編集作業には使用していないと証言。IMAGICA編集室では、PCに入っていたフォントは一切使用せず外部業者から持ち込まれた文字の画像データのみでテロップ編集を行っていると主張しました。デジタル編集技術が高度に発達した現代において「テロップ編集にPCに入っているフォントを使用しない。」とは何とも苦しい弁明です。

テレビ朝日は、裁判が始まるやいなや、視覚デザイン研究所のフォントに取って代わるかのように、他社のフォントを導入しました。これはテロップの編集作業にはフォントは不可欠であることの証ではないでしょうか。

裁判では、テロップ使用画面のキャプチャーだけでは証拠が不十分とされました。現実にフォントが番組に使用され放映されている事実があるにもかかわらず、徹底した弁論に対して、決定打となるような新証拠を提出できませんでした。5年に及んだ裁判は二審（原審・控訴審）共に棄却判決でした。

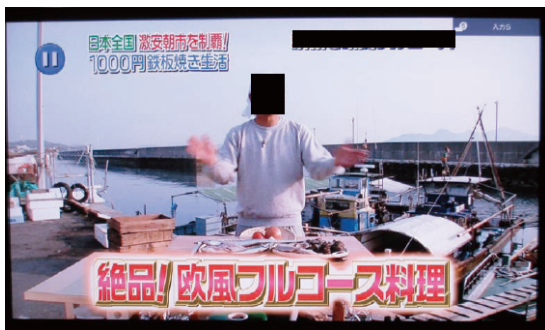
2社ともに報道・映像に携わり「誠実な精神」を理念とした大企業です。2社の不誠実な対応に大きく落胆するとともに、報道の真実性にまでも不誠実が蔓延しているのではないかという不安を感じました。

皆さんはどう思われるでしょう。

私たちが不正を見つけたとき、例えばテレビ朝日やIMAGICA編集室に乗り込んで証拠を押さえることが可能でしょうか。まず不可能です。

テレビ朝日やIMAGICAで、制作や編集に携わっている何百人の中の、わずか一人でも、二人でも、誠実で、不正を許さない強い意志を持っている人がいたなら、また、証言してくれていたなら、判決は覆ったことでしょう。

裁判は終わりましたが、テレビ番組の映像編集現場におけるフォントの使用実態が関係者の証言や主張と矛盾は無いのか？ 今回の裁判外であり明るみに出していない無断複製や契約違反行為についても、勇気ある正しい判断を仰げることを願っています。



『いきなり! 黄金伝説。』

2009.05.07 放送 使用書体：ロゴG



『くりいむナントカ』

2007年1月29日放送 使用書体：ラインG

## 1>タイプフェイスの知的財産性と著作権

時代はデジタル化の急激な進歩により経済は大きく膨らみ躍進中です。多様なニーズ合わせた、バラエティ豊かなタイプフェイスが開発・デジタル化され、パソコンやスマホ等の情報通信機器に欠かせないツールとして利用されている。現在のデジタルタイプフェイスは、アナログ時代のタイプフェイスとはまったく別の物（商品）であると言っても過言ではない。

私は創作者であって、法律の専門家ではないため専門用語で分析することは困難だが、デジタル機器用に開発された、斬新な創作タイプフェイスは著作権法に照らし合わせても著作物の要件を満たしていると思うのだが…そして、このタイプフェイスが著作権法により保護されているとしても、なんら混乱など起きないとも思うのである。印刷用に開発された書体は、印刷に使用できるし、氏名表示権や放送等への二次使用料請求権など、用途を制約されないで自由に使えるタイプフェイス（例えば、パソコンに最初から内蔵されているフォントなど）は十分に存在・配布されていて、一般人が文字表記するのに不自由を感じることはない。

個別用途のライセンス料金を支払っても、もっと個性的なフォントを使い作品をランクアップしたいと思う者は、吟味・セレクトして気に入った創作フォントを有料で使用する。二次使用や個別用途のライセンス料金を支払いたくない者は、使用しなければ良いだけである。料金を支払ってまでも使用されるタイプフェイスには価値があり、次世代まで残り受け継がれる。他方せっかく創作しても人気のないタイプフェイスは淘汰される。絵画でも音楽でも同じことで、著作権は作品の優劣には関係なく平等であるはずだ。後々作者以外の者たちによって評価され、優劣と価値がつけられる。タイプフェイスは他の著作物となんら変わらないと私は思う。

原審の証人のテレビ朝日プロデューサーFは、公開の法廷で「…バラエティ番組制作者からすると、（視覚デザイン研究所のフォントは）よみやすいですし、適度に崩れているので親和性が高いというか、いいフォントだ…」と証言している。このことは、視覚デザイン研究所フォントの知的財産性や法律上保護される利益があることを示しているに他ならない。

法律時報2013年4月号「注1」で、野一色勲氏は、「ゴナU」事件の影響と要旨を詳細に検討し、「著作権で保護されるべき書体を保護しようとする最高裁の非論理性を明し、著作権保護こそ書体創作を促進する」と説き、現代の創作フォントが、著作物として保護されないことの方が却って混乱を招いていると指摘している。

## 2>「ゴナU事件」とタイプフェイス

当裁判の原審を含むこれまでのタイプフェイス事件では、「ゴナU事件（最高裁判決）」が必ず引用される。原審でもこの最高裁判決を引用し、「…著作物に該当するものとは認められず…」としている。

審理期間中の2012年に、日本タイポグラフィ協会・知的財産権特集268号「注2」

で、大家重夫氏は「…活字フォント、写植フォントの保護は、この際考えず、デジタルフォントの形式で、コンピュータに搭載されている「タイプフェイス」の保護法を制定すべし、という提案…」を示している。私も賛成である。前項に記載したように、デジタル書体は用途が拡大し、印刷用であっても、まずはパソコンに表示しレイアウトしてから後に印刷されることから、アナログ書体とは別の物（商品）である。14年も前のアナログ時代の「ゴナU事件」をそのまま引用するのは現状にあわず、間違っていると思う。

二審の判決でも裁判官・弁護士も「ゴナU事件」の判決を当然前提としていたと思う。そして私には、当裁判が不法行為の裁判であっても、創作タイプフェイスの著作物性に触れずして、公平な判決はできようはずが無い、なんらかの見解が示されるだろうという思い込みがあった。この裁判では<知的財産基本法／著作権法>の原点に立ち戻り審議してほしかったのだ。

はじめから、「ゴナU事件」の引用に反対し、現代のタイプフェイスについて、著作権法の要件を満たした著作物にあたるかどうかの検討がなされるべきだと、裁判でもっともっと主張すべきであった。

### 3>タイプフェイス創作者に対する差別

「知的財産権」を有する創作者は多岐にわたる。カメラマン、画家、イラストレーター、漫画家、音楽家、…

作曲家が使用する五線譜や音符は、全人類の財産である。誰かが新しい音楽を作曲しこれを楽譜に載せた時「知的財産権」を有し、保護される。

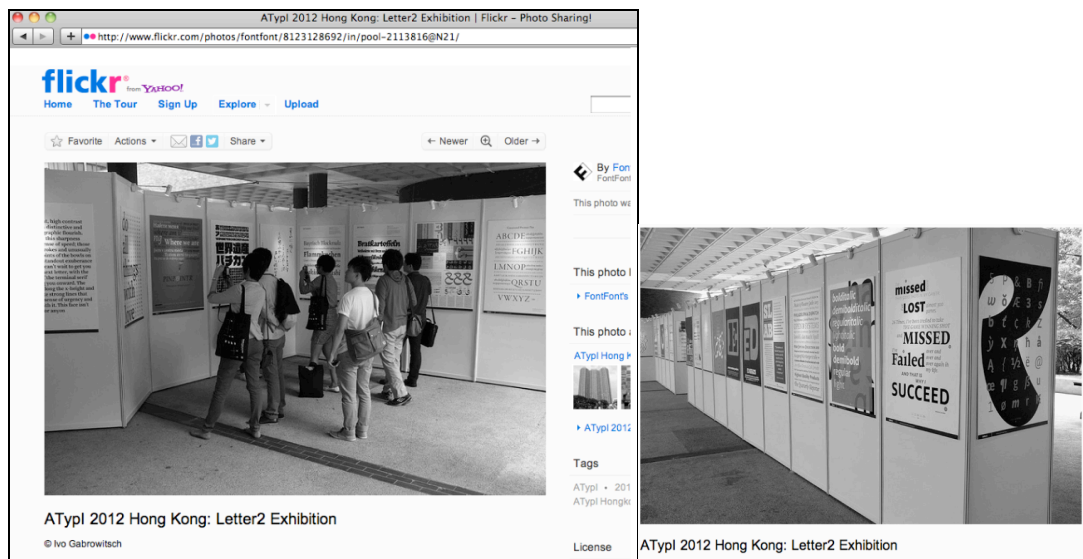
字体は、文字の骨格である。タイプフェイス創作者は字体にデザインという衣を着せ、斬新な書体にして、世に出すべく創作活動している。斬新な書体は知的財産である。だが、このタイプフェイス創作者にだけは、未だ「知的財産権」が明確でなく、保護されていない。

「ゴナU事件」では、印刷用書体が著作物として認められる2つの要件として「①顕著な独創性 ②かつ、優れた美的特性」と言う書体保護に適切でない言葉のハードルをつきつけたままである。「独創性」や「美的特性」が顕著であっても、文字の機能が損なわれては、もはや「書体」ではない。

当判決文で、視覚デザイン研究所フォントに対し「…「知的財産」に当たるとしても、「知的財産権」には当たると解することはできない。」と記載された。「人間」ではあるが「基本的人権」は無い。」とされているようで、誠に不可思議である。

私は、男女差別や黒人差別などの人種差別に似た重苦しさをを感じる。差別は、差別された側からは解消できず、差別する相手（使用者）側にこそフェアな感情と感性が必要だ。

多くのタイプフェイス受賞作品展示会で、タイプフェイスは絵画や書道と同じく多くの人の鑑賞の対象となっていて、特に評価されたタイプフェイスは、最高裁ゴナU事件が示した「①…独創性と、②…美的特性」までも十二分に満たしていると思う。



タイプフェイスの展示例(タイプフェイスが鑑賞の対象とされている例)のホームページ抜粋

<https://www.flickr.com/photos/fontfont/8123128692/in/pool-2113816@N21/>

ロゴ Jr ブラック書体/ATypI Letter.2 コンペティション入賞(2011年)時の展示。

#### 4>ディスプレイフォントとライセンスビジネス

一つの事実に、相手が悪いとする2つの正義論が出る。法律の文言だけでは納得がいかないから、訴えを起こす。私は法律に不慣れなため、この8年間、知的財産権の理解に一生懸命努めた。それに比べ、一審で裁判所が下した判決は、古いマニュアルに従って白黒を振り分けてまとめたかのような判決文であり失望した。

二審判決でも棄却されたことは誠に残念だが、「ライセンスビジネス上の利益」については、「・・・創作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益(34頁「注3」)」として、法的保護の対象となることが明記された。「フォントのライセンスビジネス上の利益」は、一歩進んだ新しい判断であり、創作者は素直に喜ぶべきであろう。

そして、二審判決理由の一つに「…タイプフェイスに関しては、その法的保護のあり方について未だ議論がされている途上にある…(33頁「注3」)」と記載された。一般に「すべての書体に著作権がない」との一方的な見方が広まりつつあったが、タイプフェイスの著作物性は今もグレイのままであることを明確にした。考えようでは、知的財産の法的保護の可能性を残したと言えるのではないか。本来は「途上にある…」からこそ、法的保護の範囲を明らかにするのが裁判の使命であると私は今も思っている。が、少なくともディスプレイフォントの法的保護には希望があると信じる。

おわりに

安倍晋三内閣も、知的財産権の尊重を唱えている。

テレビ会社が、無断で、対価を支払わずにフォントを使用した場合、制作者へ賠償金を支払うよう、文字書体を保護する法律を、「意匠法の特別法」、「著作権の特別法」どうい

う法律でもいいから、国会において制定されるよう、関係省庁へ指示されることを望みます。国会議員の皆様には、こういう書体デザイナー、デジタルフォント制作者がいて、日本の文化を支えていること、そのために党派を超えて、文字デザインを保護する議員立法をお願いしたいと思います。

ともあれ、フォントの斬新な創作性を評価し、正規に購入され契約書に則り約束通り使用いただいている多くのユーザーがいる。この方々に心から感謝したい。

~~~~~

判決について全文を読みたい方は、裁判所ホームページの「裁判例情報」

[http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/search1](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)

をアクセスし、平成 25 年（ネ）第 2 4 9 4 号、原審は平成 2 2 年（ワ）第 1 2 2 1 4 号を記入するとご覧いただけます。

注 1 法律時報／日本評論社,2013 年 4 月号 P 96～P 102 『「ゴナ U」最高裁判決の再検討』野一色 勲において、書体の法的保護が詳しく検討されています。

注 2 日本タイポグラフィ協会・知的財産権特集 268 別冊号 P 10～P 12 『デジタルフォント保護法』制定の提案に、A,B,C 案が記載されています。

注 3<判決文 33 ページ>

…タイプフェイスに関しては、その法的保護のあり方について未だ議論がされている途上にあることからすると、本件タイプフェイスないし本件フォントが仮に同法上の「知的財産」に当たるとしても、[知的財産権]に当たると解することはできない。

<判決文 34 ページ>

…ライセンスビジネス上の利益…創作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を主張するものであるということが出来る。

◇「裁判を終えて」は裁判結果に対する感想であり、著者は法律には不慣れです。法律用語に関する表現には間違いがあるかと思えます。不適切な場合にはご指摘頂ければ幸いです。また、文中、判決文の引用などの都合上、「タイプフェイス」と「書体」の双方を使用していますが、同じ意味です。フォントは、デジタルタイプフェイスをパソコン上で使用できるようにしたフォントプログラム(製品を含む)を示す語として使用しています。